

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る 参加意思確認書の提出を求める公示

令和3年 9月10日  
中部地方整備局長  
堀田 治

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の主旨

本件は、尾鷲地方合同庁舎の既設のエレベーター設備（以下「当該設備」という。）の改修工事に関する公示である。

対象となる改修工事は、当該設備の更新であり、当該設備と取り合う既存施設への影響などの検討や対策を含むものである。

よって、本改修工事は、当該設備の当初受注者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定者（特定予定者）としているが、特定予定者以外の者で以下の応募要件を満たし、当該設備の改修工事の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者（以下、「応募認定者」という。）がいる場合にあっては、一般競争入札にて調達を実施するものとする。

また、必要により参加意思確認書の内容確認ヒアリングを実施する場合がある。

### 2. 工事概要

- (1) 工事件名 令和3年度 尾鷲地方合同庁舎エレベーター設備改修工事
- (2) 工事場所 三重県尾鷲市南陽町6-34
- (3) 対象設備 尾鷲地方合同庁舎のエレベーター設備  
なお、改設するエレベーターの内訳は別紙1「対象設備一覧表」参照のこと。
- (4) 工事内容 尾鷲地方合同庁舎のエレベーター設備の更新を行う。  
エレベーター設備 改設一式  
なお、詳細は別添資料「工事説明書」参照のこと。
- (5) 工 期 契約締結の翌日から令和4年6月30日

### 3. 応募要件

参加意思確認書の提出書に付す応募要件は次のとおりとする。

- (1) 基本的要件
  - ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- ②中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における機械設備工事の令和3・4年度一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和3・4年度一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- ③会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止中でないこと。
- ⑤中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注した工事のうち、平成29年4月1日から令和3年3月31日での4年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。なお、当該工種とは、22工種の各工種区分をいう。
- ⑥ 本工事に係る以下に掲げる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- ・ H30年尾鷲地方合同庁舎増築等設計業務（株）徳岡設計
- また、上記の「本工事に係る以下に掲げる設計業務等」以外の業務のうち以下に示す発注者を支援する業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- 中部地方整備局に係る以下の業務
- ・ 令和3年度 総合評価技術審査業務（一社）パブリックサービス
- なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。
- ⑦ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（ロ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（ロ）において同じ。）の関係にある場合
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平

成 14 年法律第 154 号) 第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。) である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員 (会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下、同じ) が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社 (合名会社、合資会社又は合同会社をいう。) の社員 (同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人 (以下単に「管財人」という。) を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合 (共同企業体を含む。) とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑧建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、以下の区域に所在すること。

また、経常建設共同企業体として申請書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

・本店、支店又は営業所の所在地として設定した地域は以下に示す区域である。  
中部地方整備局管内

⑨警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 実績に関する要件

①平成 18 年度以降に元請けとして完成・引き渡し完了した機械設備工事で、下記

に示す同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（乙型にあつては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、発注者は指定しない（民間の実績も可とする）が、個人住宅の実績は除く。

経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員が、平成18年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡し完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

同種工事：新設又は改修工事で、下記i～iiiの要件を満たすエレベーター設備の施工実績。

なお、i～iiiは同一機器で満たすこと。

i 形式 ロープ式（機械室あり、機械室なし、いずれも可とする。）

ii 用途 乗用、人荷共用又は寝台用のエレベーター

iii 定員 11人乗り以上

### (3) 配置予定技術者について

次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「技術者」という。）を当該工事に配置できること。

#### ① (ア) 監理技術者を配置する場合は、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。

- ・ 技術士（機械部門、総合技術監理部門（選択科目を「機械部門」に係るものとするものに限る。）に合格した者）
- ・ 以降に記載する(イ)に示す要件に該当する者のうち、発注者から建設工事（本工事同様の工事種別のみ考慮する）を直接請負、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し二年以上指導監督的な実務の経験を有する者（建設業7業種以外の22業種の場合）
- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（建設業法第15条第2号ハ該当「建設省告示第128号（平成元年1月30日）最終改正：平成12年12月12日建設省告示第2345号」を参照）

(イ) 主任技術者を配置する場合は、(ア)に示す要件に該当する者、もしくは、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。

- ・ 登録基幹技能者講習を修了した者（「国土交通省告示第435号（平成30年3月15日）」を参照）
- ・ 建設業に係る建設工事（機械設備工事）について、建築工学、電気学、機械工学に関する学科を卒業後、以下の実務経験を有する者であること。

A：.高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）、専修学校専門課程 5年以上

B：高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）、専門士 3年以上

- C：大学（旧大学令による大学を含む）、高度専門士 3年以上
- ・ 建設業に係る建設工事（機械設備工事）に関し 10 年以上実務の経験を有する者
  - ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（「建設業法施行規則第 7 条の三」及び「国土交通省告示第 1424 号（平成 17 年 12 月 16 日）最終改正：平成 28 年 5 月 17 日 国土交通省告示第 746 号」を参照）

- ② 同一の者が平成 18 年度以降に元請けの技術者として完成・引き渡しが完了した機械設備工事で、下記に示す同種工事の経験を有する者であること（ただし、配置する技術者が平成 18 年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を実績評価期間以前に加えることができる。）（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20%以上のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。））。。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、発注者は指定しない（民間の実績も可とする。）が、個人住宅の実績は除く。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が 65 点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は引渡しが完了したことを証明する書類をもって 65 点と見なす。）

同種工事：新設又は改修工事で、下記 i の要件を満たすエレベーター設備の施工実績。

i 用途 乗用、人荷共用又は寝台用のエレベーター

經常建設共同企業体にあつては、一人で(3)①の基準を満たし、上記②に掲げる同種工事の実績を有した技術者を構成員の何れかで 1 名、配置できること。残りの構成員においては上記の(3)①の基準を満たす技術者を配置できること。

なお、入札後の措置として、建設業法施行令第 27 条第 1 項で定める金額の 3 倍未満で契約した企業においては、上記(3)①の基準を満たし、上記②の同種工事の実績を有した技術者を 1 名専任とすることで、残りの構成員が配置する技術者は専任を要しない。

- ③ 配置予定技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）があること。  
なお、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるとみなす。
- ④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ⑤ 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の i ～ x)

の要件を全て満たさなければならない。「特例監理技術者」を配置する場合においては、本公示に示す「監理技術者」を「特例監理技術者」と読み替えるものとする。

- i 建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- ii 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- iii 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- iv 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。）
- v 特例監理技術者が兼務できる工事は三重県内の工事でなければならない。
- vi 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- vii 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- viii 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ix 特例監理技術者が兼務できる工事は低入札工事でないこと。
- x 特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事※以外の工事でなければならない。

（※「維持工事」とは契約期間の中で、平日の昼間以外に土曜日、日曜日、祝祭日を含め昼夜を問わず、緊急作業を実施する工事（道路の経常維持（応急処理作業工又は緊急巡回を含む）、雪寒、河川の経常維持（応急処理作業工又は出水時等巡視を含む）、ダム（貯水池含む）の維持）工事と同等の工事をいう。）

#### (4) 技術力に関する要件

エレベーター設備の工場製作にかかる設計、工程管理、検査・試験に関する自らの体制を証明できること

### 4. 手続等

#### (1) 担当部局

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号

名古屋合同庁舎第二号館

中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係

電話：052-953-8138(直通)、電子メール：cbr-keiyaku@mlit.go.jp

#### (2) 工事説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和3年9月10日（金）から令和3年9月21日（火）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時15分から18時00分まで）

交付場所：上記(1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和3年9月21日（火） 12時00分

提出場所：上記(1)に同じ。持参、郵送（書留郵便等記録が残るもの）または電子メール等（着信確認を行うこと）すること。

(4) 質問の受付期限、場所及び方法

受付期限：令和3年9月14日（火） 16時00分

提出場所：上記(1)に同じ。持参、郵送（書留郵便等記録が残るもの）または電子メール等（着信確認を行うこと）すること。

(5) 質問の回答日、場所及び方法

回答日：令和3年9月16日（木）、17日（金）の2日間

回答方法：上記(1)において回覧に付する。

(6) 参加意思確認書の内容確認ヒアリングの実施連絡

実施する場合の連絡日：令和3年9月22日（水）

実施場所：上記(1)に同じ。

(7) 審査結果通知予定日

通知予定日：令和3年10月6日（水）

通知方法：電子メールによる。

## 5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本語通貨に限る。

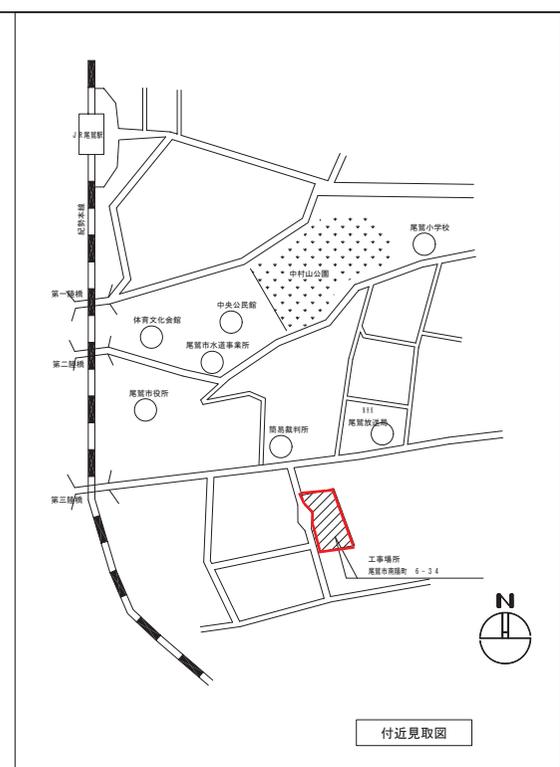
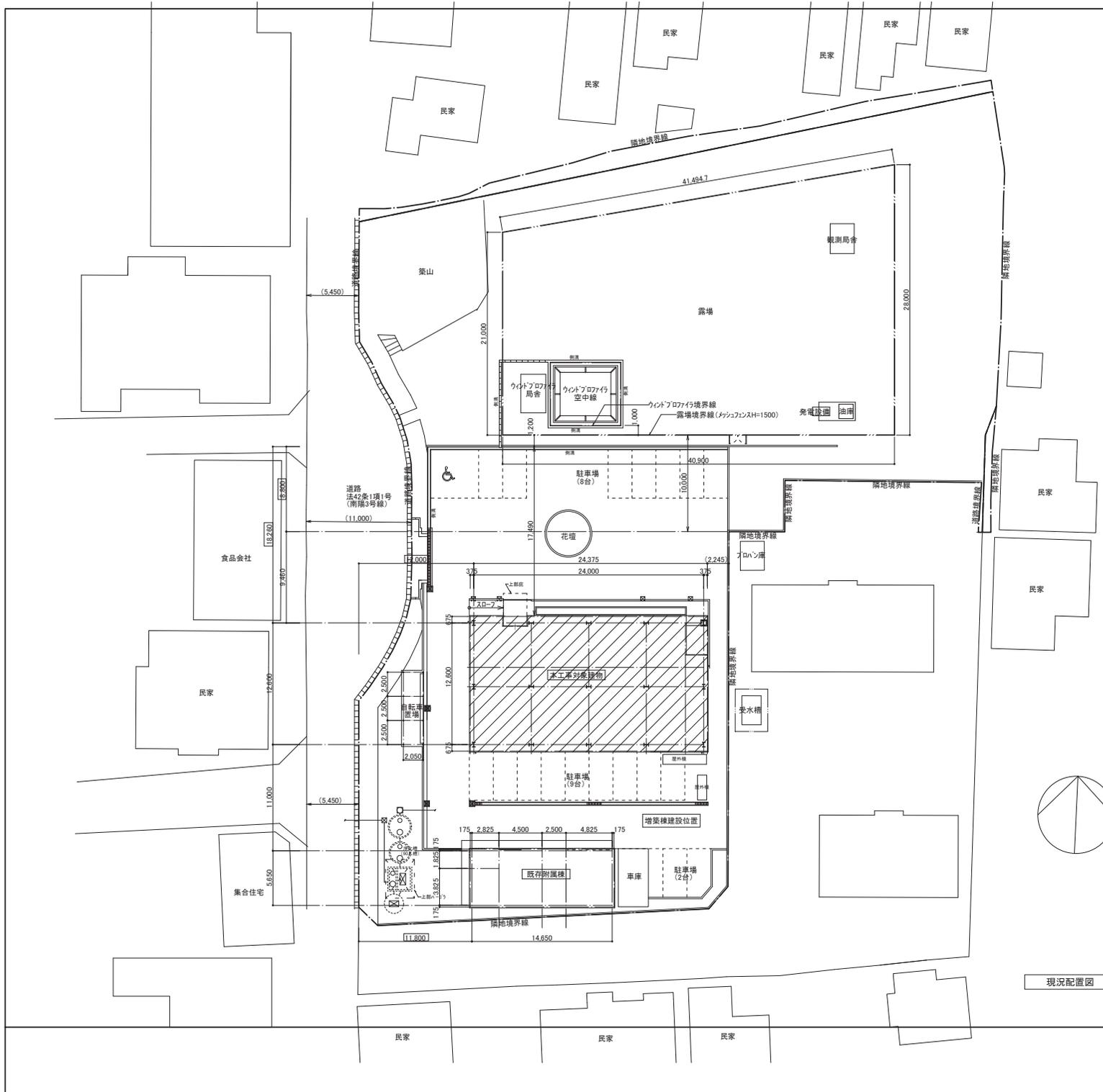
(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1) に同じ。

(3) 詳細は別添資料「工事説明書」による。

## 対象設備一覧表 尾鷲地方合同庁舎

NO.	設備名称	規格等		備考	
1	エレベーターNo.1	基本仕様	用途	乗用	
			種別	一般	
			区分	ロープ式 機械室あり	
			最大定員	11人乗り	
			積載重量	750kg	
			速度	60m/min	
			停止箇所数	4カ所(1~4階)	
			昇降行程	10.5m	
			電動機容量	7.5kW以下	
			電源 動力	三相 200V	
				電灯 単相 100V	
			運転操作方式	乗合全自動方式	
			管制内容	地震時管制運転(閉じ込め時リスタート運転) : 自動(P波、S波共)	
				火災時管制運転 : 手動	
		停電時救出運転			
		非常用発電時管制運転(自家発時管制運転)(将来対応)			
		ピット冠水時管制運転			
		乗り場関係	乗り場の戸の遮炎性能	特定防火設備	
			乗り場の戸の遮煙性能	あり	
			戸開閉方式	2枚戸中央開き	
			乗り場とかごの隙間	30mm以下	
			非常着床用出入り口	なし	
			三方枠(1Fのみ)	ステンレス製(ヘアライン仕上げ)	
			戸(1Fのみ)	ステンレス製(ヘアライン仕上げ)	
			幕板(1Fのみ)	あり ステンレス製(ヘアライン仕上げ)	
			乗場の敷居(1Fのみ)	アルミ製	
			乗場ボタン(1Fのみ)	製造者標準仕様、大型ボタン・点灯式	
			障害者専用乗場ボタン(1Fのみ)	要(製造者標準仕様)	
			乗り場インジケータ(1Fのみ)	点灯式	
			三方枠(1F以外)	鋼板製	
			戸(1F以外)	鋼板製	
幕板(1F以外)	あり 鋼板製				
乗場の敷居(1F以外)	アルミ製				
乗場ボタン(1F以外)	製造者標準仕様、大型ボタン・点灯式				
障害者専用乗場ボタン(1F以外)	要(製造者標準仕様)				
乗り場インジケータ(1F以外)	点灯式				

2	警報盤	盤形式	監視盤	
		設置形式	監視盤組込形	
		表示・操作部	表示	
		警報盤設置場所	1階 事務室	
		電源識別表示	商用	
		管制運転表示	地震、火災、停電、自家発管制	
		故障・安全装置作動の表示	あり	
		カゴ位置を表示するインジケータと方向表示	あり	
		各種管制運転を行う操作スイッチ	あり	
		運転及び休止の切替えスイッチ（パーキングスイッチ）	あり 設置場所：1階 事務室 監視盤内	
		基準階切替スイッチ	なし	
		故障警報リセットボタン（警報内蔵）	あり	
		ランプチェックボタン	なし	
		インターホン（親機）	あり	
電源装置	なし			



付近見取図

現況配置図 S=1/200

令和3年度 尾鷲地方合同庁舎エレベーター設備改修工事(建築の部)		5												
付近見取図、配置図 S=1/200 (A1)														
中卸地方整備局営繕部	株式会社 徳間設計 管理技術者 徳間 浩二 一級建築士登録 第209382号	<table border="1"> <tr> <td>図面番号</td> <td>1/200 (A1)</td> </tr> <tr> <td>図名</td> <td>付近見取図、配置図</td> </tr> <tr> <td>作成者</td> <td>徳間 浩二</td> </tr> <tr> <td>承認者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>作成日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td></td> </tr> </table>	図面番号	1/200 (A1)	図名	付近見取図、配置図	作成者	徳間 浩二	承認者		作成日		承認日	
図面番号	1/200 (A1)													
図名	付近見取図、配置図													
作成者	徳間 浩二													
承認者														
作成日														
承認日														